

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年 4月16日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成24年 4月16日(月)	午前 9時09分から 午前 9時33分まで
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、上野副審議監</p> <p>(担当課) 岡田総務部参事兼人権庶務課長、松上同課長補佐兼人権庶務係長、同課小笠原男女平等推進係長、塩野財産管理課長、長島同専門員兼営繕係長</p> <p>(事務局) 村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事</p>	
会 議 内 容	(1) (仮称) 朝霞市女性センターの設計 (案) について	
会 議 資 料	(仮称) 朝霞市女性センターの設計 (案) 朝霞市政策調整会議設置要綱	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

(1) (仮称) 朝霞市女性センターの設計(案)について

【説明】

(担当課：岡田)

女性センター設置の経緯として、平成24年1月30日の政策調整会議及び2月6日の庁議において、女性センター設置計画案について説明した後、コミュニティセンター運営審議会、議会の全員協議会及び公民館運営審議会で説明をした。今回の政策調整会議では、具体的なセンターの設計(案)について説明する。

議会や審議会等での様々な意見は、主にセキュリティ対策の充実であった。設計に当たり十分に考慮した。

平成24年1月30日の政策調整会議との大きな変更点は、倉庫と準備室を隔てていた壁の一部を取り壊すことが可能となった点である。当初、財産管理課では、建物全体の構造上、この壁が耐力壁であるため取り壊しは難しいと考えていたが、この壁に開口部を設けることを専門的見地から検討した結果、開口する面積と位置に制限があるものの、この壁に開口部を設けることが可能となり、資料2黄色のマーカー部分に設けるものである。このことにより職員が事務室と集う・調べるスペース間を行き来でき、利用者の安全対策につながるようになったと考える。また、同資料ピンク色のマーカー部分は、展示ギャラリーとつながる扉であるが、女性センター開設後は、この扉の利用用途がなくなるので施設管理者と協議し、これを改修して壁にする。扉を改修し壁にすることについては、建築基準法上の問題がないと判断されたので、待合スペースを個室として確保できるようにする。

集う・調べるスペースの面積は26.58㎡であり、利用者が男女平等に関する情報を得られるように職員を常時カウンター内に配置する。また、窓の下に書架を設置し、男女平等に関する書籍や関係資料を誰でも手に取れるよう整えるとともに、部屋の中央にテーブルとイスを配置し、世代間を超えた交流の場としても利用できるようにしたいと考えている。なお、利用者がインターネットを通じて情報を得られるようにパソコン機器を備えるが、コーナーは設けず、テーブルで閲覧できるようにする。また、ここには通常6.20㎡の倉庫を設置するが、壁をスライディングウォールと呼ばれる可動式の壁にすることで、倉庫スペースをカウンター近くまで広げることが可能になる。倉庫を広げ、さらに倉庫内のテーブルやイスを利用することで、倉庫の空いたスペースも一体的に利用できるようになり、打合せができるスペースとしても活用したいと考えている。打合せスペースでは、あさか女と男セミナー企画運営会議や情報紙の企画編集会議等を行うことを考えている。

伝えるスペースには、掲示板を設置し、事業開催等に関する掲示物を掲示することで男女平等に関する情報等を多くの利用者に伝えるスペースとして活用する。また、登録団体用ロッカーやパンフレットの置き場を兼ねた収納用の棚を設置する。

待合スペースの面積は9.81㎡であり、相談者が相談開始まで待機するために使用するスペースにする。

相談室は2部屋あり、相談室(1)は10.24㎡、相談室(2)は6.10㎡とする。一人で相

談に来られる方、子どもを連れて相談に来られる方がいるので、相談室の大きさを変えることで対応したいと考える。

休憩室・更衣室の面積は9.89㎡であり、ロッカー、テーブルを設置して職員の更衣や厚生のため使用するのとともに、内部の打合わせ等を行うスペースとする。

事務室の面積は34.92㎡であり、出納室の銀行派出所で使用しているような、透明な板の仕切りがあるカウンターを設置し、相談者の受付等を行う。また、事務机、ファイリングキャビネット、パソコンラック、コピー機を設置し事務を行う。

女性センター全体については、防犯カメラ、防犯ブザーを設置し相談者、職員の安全性を確保する。

なお、改修工事は、7月から11月を予定している。改修工事終了後の11月・12月を開所準備期間及び市民への周知期間とし、平成25年1月の開所を予定している。

周知方法については、広報あさかやホームページへの掲載、さらに公共機関へのリーフレットの配置等を考えている。

設計（案）の説明については、以上であるが、市民等と協働した活動が展開され、誰もが気軽に利用できる女性センターの開設を目指していきたいと考えている。

【意見等】

（関根会計管理者）

1点目は、集う・調べるスペースと伝えるスペースの相談者又は利用者の流れについて説明が欲しい。

2点目は、入口や看板の設置について説明が欲しい。

3点目は、DVの被害者を夫等が追いかけてきた場合、相談者が待合室及び相談室にいる場合の避難経路はどのように設定しているのか説明が欲しい。

4点目は、防犯ブザーの効果について、相談員への被害を防ぐためと考えてよいのか。

（担当課：岡田）

相談者については、伝えるスペースが入口となっており、カウンターで受付終了後、待合スペースで待機し、相談室に入る流れとなっている。また、啓発物も設置していることから一般の利用者も伝えるスペースを利用できる。集う・調べるスペースを利用する方は、廊下から入れるようになっている。入口が2つあるので、相談者・利用者に分かりやすいように案内板等の設置を行う。

看板については、敷地を囲む塀に合計6か所設置しようと考えている。

避難経路について、待合室で待機中の場合は、出入口Bから脱出させ、相談中の場合は、事務室、集う・調べるスペースを通り、出入口Aから脱出を図る。

防犯ブザー等については、緊急事態を知らせるために、女性センター事務室及び中央公民館事務室に繋がるように設定してある。

その他の対策として、集う・調べるスペースに人が入った場合は、チャイムが鳴るなどして、事務室にいる職員に来客があったことを確認できるようにする。

（関根会計管理者）

限られたスペースの中で、相談者のプライバシーの保護や相談者、相談員の安全を確保する

ことが重要であるため、緊急時の公民館との連携を深め、利用しやすい女性センターにしていきたい。

(田中生涯学習部長)

加害者が女性センターに来た場合、カウンター越しに職員が確認してから、止めに入るとなると、判断が遅れた時や女性センターの間取りを把握されている場合は、被害者のいる部屋にすぐ入ってしまう危険性はないのか。また、防犯カメラのモニターはどこで確認しているのか。

防犯ブザーを使用した時に、公民館事務室にも知らされるとなっているが、事前に公民館側にはなるべく負担をかけないとなっていたがどのように調整されているのか。

(担当課：岡田)

順不同になるが、防犯カメラのモニターは、事務室の集う・調べるスペース側に設置する。防犯ブザーについては、人権庶務課で調整を図り、公民館に負担がかからないよう方策を考えていきたい。

(佐藤市民環境部長)

田中生涯学習部長の質問に関連して、現状では、待合スペースの扉が、誰でも開けられる状態である。例えば、カウンターの職員がボタン操作して開ける仕組みなど、安全面での工夫が必要ではないか。

(担当課：岡田)

待合スペースに相談者がいる場合などには、内側から鍵を閉めるなどの対応をする。

(田中審議監)

セキュリティに関しては、警察などの専門家にアドバイスをいただいた方がよい。女性センターということで、女性の職員が配置される可能性が高い中で、加害者に対して、職員が立ち向かうべきでない。相談者、利用者の安全と職員に身の危険が及ばないように配慮する必要がある。

(星野監査事務局長)

新設の防火防煙シャッターがあるが、これは防火区画の変更があったためなのか。

(担当課：長島)

女性センターと公民館は異種用途区画であり、防火区画が新設されており、既存の物を変えたわけではない。新たに設置する必要があり、防火防煙シャッターを新設した。

(星野監査事務局長)

待合スペースでは、元々あった非常口をつぶし、開口部分を壁で塞ぐが、非常口の有効性の観点から考慮するとどうなのか。

(担当課：長島)

女性センターを公民館に設けたことにより、避難経路について新たに考慮した。既存部分の避難経路については、公民館側の避難経路として必要かどうか論点であったが、出入口Bは、公民館側から使用しなくても良いとの回答をいただいた。

(水道部長)

カウンター前の壁は、耐力壁の位置付けで開口部をワイド2メートルまで壊せると理解して良いか。

(担当課：長島)

カウンター前の壁は、耐力壁である。何メートル壊せるのではなく、開口部を設けるとい

ことで壁の何パーセントまでは壊せると、建築基準法に基づく国土交通省告示で表記されている旨、設計事務所から話を聞いている。埼玉県川越市安全センターに確認済で、確認等の申請は不要との回答をいただいております、安全確認について市で行うようにとの指導をいただいております。

【結果】

- ・ 本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。